

川崎市民間事業者活用型保育所整備費補助金交付要綱

制 定 平成 2 2 年 4 月 1 日（市長決裁）

（目 的）

第 1 条 この要綱は、既存の建築物の改修等により、民間法人等が整備する児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 5 条第 4 項に規定する保育所、及び第 3 4 条の 1 5 第 2 項に定める家庭的保育事業等のうち、小規模保育事業の整備に要する費用に対し、予算の範囲内でその改修等に要する費用を補助することにより、保育所整備を促進し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

（補助対象事業者等）

第 2 条 この要綱において補助の対象となる事業者は、本市が計画し、かつ決定した設置・運営法人等であって、「保育所の設置認可等について」（平成 1 2 年 3 月 3 0 日児発第 2 9 5 号厚生省児童家庭局長通知）及び「家庭的保育事業等の認可等について」（平成 2 6 年 1 2 月 1 2 日雇児発 1 2 1 2 第 6 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の審査基準を満たすもの（政治的な目的のために結成された法人等を除く。）とする。

2 前項に規定する法人等において、代表者又は役員のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がある場合は、補助の対象としないものとする。

（補助対象経費）

第 3 条 この要綱において補助の対象となる経費は、既存の建築物の改修等に必要な費用のうち、別表に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるものとする。ただし、当該整備を行う建築物に係る賃貸借契約が借地借家法（平成 3 年法律第 9 0 号）第 3 8 条に規定する定期建物賃貸借契約であるときは、補助の対象外とする。

（補助の必要条件）

第 4 条 補助の対象となる施設は、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。

（1）設備及び運営は、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年川崎市条例第 5 6 号）、川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成 2 6 年川崎市条例第 3 5 号）、及び本市の定める基準に適合するものであること。

(2) 整備に要する費用について財源措置が確実なものであると市長が認めるもの。

(3) 10年以上継続して運営が確保できるものであると市長が認めるもの。

(補助金額の算定)

第5条 整備に関わる施設費等補助金額の算出は、別表に定めるもののほか、市長が特に必要と認める額とする。

(端数処理)

第6条 前条の規定により算出した対象経費区分ごとの補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(補助の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、工事請負契約、設計監理委託契約、設計委託契約及び備品等購入契約締結前に、川崎市民間事業者活用型保育所整備費補助金交付申請書（第1号様式）により、市長に補助金の申請をするものとする。

(補助の交付決定)

第8条 市長は、補助の申請があったときは、補助申請について内容審査のうえ補助の適否及び金額を決定し、補助金交付指令書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第9条 補助金は、設計及び工事の進捗状況に応じて、実地検査のうえ市長が適当と認めた場合に交付する。ただし、市長が必要と認めたときは、工事費の一部を前払いにて支払うことができる。

2 補助金の額及び交付時期は、補助金交付指令書により別途明示するものとする。

3 補助金の請求は、前各項で定める交付時期に合わせて行うものとする。

(市内中小企業者への優先発注等)

第10条 補助の決定を受けた者は、工事請負契約、設計監理委託契約及び設計委託契約の締結に際し、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）第5条第2項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）による一般競争入札を実施しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、指名競争入札の実施により事業者を決定することができる。ただし、5者以上を指名し、うち市内中小企業者を半数以上としなければならない。

(1) 別表に掲げる施設整備費に必要な経費の予定価格が100,000,000円以下となる工事請負契約を締結するとき。

(2) 別表に掲げる設計監理費及び設計費に必要な経費の委託契約を締結するとき。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、随意契約により契約を締結することができる。

(1) 工事請負契約、設計監理委託契約及び設計委託契約の締結に際し、市長が競争入札に適さないものと認めたとき。

(2) 備品等購入契約を締結するとき。ただし、1件1,000,000円を超える契約については、原則として、市内中小企業者2者以上から見積書を徴取しなければならない。

4 前3項の規定により、市内中小企業者による入札を実施し、又は市内中小企業者から見積書を徴取する場合は、誓約書（第3号様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に登載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

(届け出等)

第11条 補助の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。ただし、第4号及び第5号に該当する場合は、その理由を付して市長の承認を得なければならない。

(1) 工事請負契約、設計監理委託契約、設計委託契約及び備品等購入契約に係る手続きを行うとき。

(2) 工事に着手したとき。

(3) 工事を完了したとき。

(4) 事業計画等申請内容に変更が生じたとき。

(5) 事業を中止し、又は廃止する場合

(補助金の変更交付)

第12条 補助金の決定を受けたものは、補助金額に変更が生じる場合、川崎市民間事業者活用型保育所整備費補助金変更交付申請書（第4号様式）に関係書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 第8条の規定は、前項の場合において準用する。

(補助金の返還等)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助の目的に反して補助金を使用したとき。

- (2) 不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助対象施設において、政治的活動又は布教活動を行ったとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

(財産処分制限)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けることなく補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、担保に供し、又は取り壊し（以下「財産処分」という。）てはならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、財産処分を行うことができる。この場合において、市長は交付した補助金を返納させることができるものとする。

(事業実績報告)

第15条 補助金の交付を受けた者は、当該事業が完成したときは、速やかに実地検査を受けるとともに、民間事業者活用型保育所整備費補助金事業実績報告について（第5号様式）及び発注実績報告書（第6号様式）を市長に提出するものとする。ただし、第10条第3項各号に規定する随意契約により契約を締結した場合（第2号ただし書きの場合を除く）は、入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第7号様式）も併せて市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定通知)

第16条 市長は、前条の規定に基づく実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか否かを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、川崎市民間事業者活用型保育所整備費補助金額確定通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。ただし、確定した補助金の額と、第8条に規定する交付の決定の額が同額の場合には、補助金額確定通知書による通知は省略することができるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第17条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書（民間事業者活用型保育所整備費補助金）（第9号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、補助金の交付を受けた者が全国的に事業を展開する組織の支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等が消費税及び地方消費税の申

告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うものとする。

- 2 前項の報告があった場合には、補助金の交付を受けた者は、前項の仕入控除税額から補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額を返還するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、適用する。

附 則

この要綱は、平成26年12月12日から施行し、適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行し、適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月15日から施行し、適用する。

附 則

この要綱は、平成28年7月6日から施行し、適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(物価高騰対策に伴う特例)

- 2 別表に定める基準額に係る規定の適用について、令和5年4月1日から、令和6

年３月３１日までの間、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
別表（定員２０人以上の認可保育所の場合）	(1)定員１２０人以上かつ認可基準を満たす専用の屋外遊戯場を設ける場合 基準額　１０８,０００,０００円 (2)定員９０人から１１９人までかつ認可基準を満たす専用の屋外遊戯場を設ける場合 基準額　９６,０００,０００円 (3)定員６０人以上の場合 基準額　７２,０００,０００円 (4)定員２０人から５９人までの場合 基準額　３６,０００,０００円	(1)定員１２０人以上かつ認可基準を満たす専用の屋外遊戯場を設ける場合 基準額　１２３,７００,０００円 (2)定員９０人から１１９人までかつ認可基準を満たす専用の屋外遊戯場を設ける場合 基準額　１１０,０００,０００円 (3)定員６０人以上の場合 基準額　８２,５００,０００円 (4)定員２０人から５９人までの場合 基準額　４１,３００,０００円
別表（定員１９人以下の小規模保育事業の場合）	(1)定員１６人から１９人までの場合 基準額　３２,０００,０００円 (2)定員１１人から１５人までの場合 基準額　２３,０００,０００円 (3)定員６人から１０人までの場合 基準額　１５,０００,０００円	(1)定員１６人から１９人までの場合 基準額　３６,７００,０００円 (2)定員１１人から１５人までの場合 基準額　２６,４００,０００円 (3)定員６人から１０人までの場合 基準額　１７,２００,０００円

附 則

（施行期日等）

- この要綱は、令和６年５月７日から施行し、令和６年４月１日から適用する。
（物価高騰対策等に伴う特例の終了）
- 令和５年４月１日に施行した附則を次のとおり改める。附則第２項中「当面の間」を「令和６年３月３１日までの間」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年11月26日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(物価高騰対策に伴う特例)

- 2 別表に定める基準額に係る規定の適用について、令和7年4月1日から、令和8年3月31日までの間、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
別表(定員20人以上 の認可保育所の場合)	(3)定員60人以上の場合 基準額 72,000,000円	(3)定員60人以上の場合 基準額 87,900,000円

附 則

この要綱は、令和8年4月2日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年8月28日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表（第3条、第5条及び第10条関係）

（定員20人以上の認可保育所の場合）

補助対象経費	施設整備費、設計監理費、設計費、備品等に必要な経費 ※備品等に必要な経費については、45,000円に定員分を乗じた額を対象経費上限額とする。 ※用地費、区分所有権購入費、保証金、敷金、消耗品費（一回又は短期間の使用によって消耗するもの）等は対象外とする。
補助額	市長が認めた対象経費（当該金額が次の基準額を超える場合は、基準額）に4分の3を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 (1) 定員120人以上かつ認可基準を満たす専用の屋外遊戯場を設ける場合 基準額 131,800,000円 (2) 定員90人から119人までかつ認可基準を満たす専用の屋外遊戯場を設ける場合 基準額 117,200,000円 (3) 定員60人以上の場合 基準額 87,900,000円 (4) 定員20人から59人までの場合 基準額 44,000,000円

（定員19人以下の小規模保育事業の場合）

補助対象経費	施設整備費、設計監理費、設計費、整備期間中賃借料（4か月分を限度とする。）、備品等に必要な経費 ※用地費、区分所有権購入、保証金、敷金、消耗品（一回又は短期間の使用によって消耗するもの）等は対象外とする。
補助額	市長が認めた対象経費（当該金額が次の基準額を超える場合は、基準額）に4分の3を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 (1) 定員16人から19人までの場合 基準額 39,100,000円 (2) 定員11人から15人までの場合 基準額 28,100,000円

	(3)定員 6 人から 1 0 人までの場合 基準額 18,300,000円
--	---

次の費用は、補助の対象としない。

- (1)土地の買収に要する費用
- (2)造成工事に要する費用
- (3)職員の宿舎に要する費用
- (4)その他整備費として適当と認められない費用